

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】

 - ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

- 【意見等】

 - ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
 - ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	1	上下水道局(水道)		経営状況について	中長期の経営見通しとして、「収入については、減少すると見込んでいる。また、収支については、宝塚市水道事業経営戦略に掲げた経営健全化の取組を実施しても赤字が続くと見込まれるため、令和3年度に上下水道事業審議会に対して、水道事業の在り方について諮問を行う予定である。」旨の説明を受けました。 収入の減少が見込まれる中、水道施設、管路等の更新・耐震化、上下水道局庁舎の建替え、小林・亀井浄水場跡地活用等、水道事業の経営環境はより一層厳しくなると考えます。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、令和3年度に予定されている上下水道事業審議会において、水道料金改定の検討も含めた水道事業の在り方について諮問し、安定的に継続していくための経営手法について検討してください。	給水人口や大規模開発の減少により収益的収入が減少する見込みである一方、更新費用等により一定の資本的支出が必要な現状において、長期的な安定経営を実現するためには、一層の経営の効率化が必要であると認識しています。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、令和3年度に予定されている上下水道事業審議会において、水道料金改定の検討も含めた水道事業のあり方について諮問し、安定的に継続していくための経営手法について検討します。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	2	上下水道局(水道)		新型コロナウイルス感染症に係る水道料金基本料金の減免について	新型コロナウイルス感染症の影響に対し水道及び下水道の利用者の生活を支援するため、令和2年8月検針から4箇月分の水道料金基本料金の減免を行っています。 この減免額については、4箇月分の基本料金の見込額及びシステム改修費用の合計から3箇月分の兵庫県営水道料金の免除見込額を差し引いた残額の全てを一般会計からの繰入金で補填する予定でしたが、見込額及び減免額に乖離が生じ、見込額で算出した一般会計からの繰入金では減免額全額を補填することはできませんでした。 見込額の算出段階から、本来水道料金を徴収している特例措置を適用して試算すべきであったと考えます。令和2年7月の補正予算の時点で正確な積算で市と協議していれば、兵庫県営水道料金の免除額を差し引いた後の減免額全額が一般会計からの繰入金で補填されていた可能性があり、水道事業会計での自己負担額も増大しなかったのではないかと推察します。水道事業の経営にも影響を及ぼすことから、今後このような積算にあたっては慎重かつ正確に行ってください。	今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、同様の減免措置を行う必要が生じた場合は、減免見込額の算出にあたっては、特例措置を適用しているマンション等の集合住宅についての申請状況を正確に把握し、実際の使用状況に応じて精算を行い、水道事業会計に生じる影響を考慮し、適切に事務処理を行います。
3	決算	3	上下水道局(水道)		兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について	平成28年度までの退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされていますが、特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。 これらの調整に関しては、作業量の把握も含め、労力を要することは一定理解できますが、前回の調整から4年が経過しており、時間が経過する程調整すべき額が増加すると予測されます。水道事業会計だけでなく、一般会計及び他の公営企業会計も影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させる恐れもあるため、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めてください。	市長部局、市立病院及び上下水道局の担当課長協議において、特別負担金については、各会計の在籍年数で按分し、人事異動に伴う調整については、異動時に異動する者の退職手当組合負担金累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える方向で検討しています。令和4年度から処理を開始できるよう、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	4	上下水道局(水道)		宝塚市水道事業経営戦略について	水道経営戦略における前期5年間の取組状況を確認したところ、経営健全化に向けた取組については、小林・亀井浄水場跡地活用が、現在、施設の解体・撤去等を検討中で売却が困難な状況であり、効果額計上の見込みが立っておらず、想定されていた取組効果額に対し実績額が大幅に下回っています。また、投資計画についても、管路の更新が計画どおりに進捗していない等の要因により、投資計画額に対する実績額が大幅に下回っており、多くの経営指標についても、実績値が目標値に達していませんでした。水道経営戦略については令和3年度に中間見直しが公表される予定ですが、計画どおり順調に進んでいるとは言えない現状を踏まえ、後期5年間においては、事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう引き続き取組を確実に進めてください。	経営健全化に向けた取組については、これまでの実績を分析し、将来の実現可能性を勘案して、取組項目の修正や新規項目の追加を行い、令和3年度に中間見直しを公表しました。投資計画及び経営指標については、後期5年間において、事業の根幹となる計画である水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう、引き続き取組を確実に進めます。
3	決算	5	上下水道局(水道)		臨時用水道料金に係る債権管理について	臨時用水道料金については、令和2年度に105件、計259万円の不納欠損処理を行っていますが、債務者は全て同じ工事業者です。これらの債権については、前納金残額が不足してからも1年以上給水が続けたことで未納額が増加し、多額の不納欠損処理に至りました。また、平成29年4月に当該債務者の破産手続が開始されたことから、裁判所に対し債権届出をしていたものの、上下水道局が配当がない旨の情報を把握したのは、令和2年9月となっていました。 臨時用水道料金については、平成28年度及び令和元年度の決算審査においても意見しています。意見に対する検討状況については、「お客さまセンターと協議を行い、前納金残額が不足して臨時用水道料金が引取りできなくなるのを未然に防ぐため、令和2年度から追徴金の請求時期を早めて滞納件数減少に向けた取組を行っている。令和2年度においては、約85%が前納金の範囲内で収まっているため、制度の在り方については、現行の制度を継続しつつ、未納が続く場合の工事業者への対応を強化する等の対策をこれまで以上に進めて、適切な債権管理に努める。」旨の説明を受けました。 前述の不納欠損処理については、債権管理の取組が十分でない当時の債権ではありますが、今後、臨時用水道料金に係る高額滞納が発生しないように、使用料が前納金の金額を上回ることが判明した時点で、早急に工事業者に連絡し未納が発生しないような運用を行い、もし未納のまま給水が続くことがあれば、一般用水道料金と同様に給水停止を行うことも検討してください。	臨時用水道料金については、使用水道料金が前納金の金額を上回ることが判明した時点で、早急に使用者に請求を行うなど未納が発生しないよう努めるとともに、料金が未納のまま使用が続く場合は、一般用水道料金と同様に給水停止を行うなど滞納の解消に努めます。 破産手続開始決定が行われた事案については、漏れなく債権の届出を裁判所に対して行うとともに、滞納者の破産手続の進捗状況を官報等で確認します。また、年度末には届出した債権全てについて、手続の進捗状況を管財人に確認し破産手続の終結又は廃止で免責許可の決定等が確認できた場合には、当該年度中に債権放棄及び不納欠損処理を行うなど適切な債権管理に努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	6	上下水道局(下水道)		経営状況について	中長期の経営見通しとして、「水洗化人口の減少により微減で推移すると見込んでいる。また、一般会計からの補助金は、令和4年度以降については、一定額の繰入れがあるものと見込んでいる。費用については、支払利息は減少していくものの、汚水処理については、今後も毎年度ほぼ一定の汚水処理負担金を負担し続ける必要がある。建設改良費は、予防保全に重点を置き更新費用の削減に努める。」旨の説明を受けました。また、資金確保策については、「現在見直し中の宝塚市下水道事業経営戦略において、令和4年度以降も一般会計からの汚水に係る資本費(減価償却費及び利息の合計金額の44%)から2割削減した補助金を受取ることができれば、水道事業からの借入金を令和7年度以降返済していくことができ、水道事業が資金不足になる前に完済できると見込んでいる。料金改定については令和3年度に上下水道事業審議会に下水道事業のあり方について諮問を行う予定であり、その中で下水道使用料の改定も含めて審議いただきたいと考えている。」旨の説明を受けました。 水洗化人口が減少傾向にある中で、下水道使用料収入は減少することが見込まれるとともに、一般会計からの補助金についても減少傾向にあることから、収益構造の改善に取り組む必要があると考えます。一方で、支出面においては、管路の老朽化対策などを考えると下水道事業を取り巻く経営環境は厳しいといえます。今後とも、なお一層経営の効率化に努めてください。	水洗化人口や一般会計からの補助金の減少により、収益的収入が減少する見込みである一方、更新費用等により一定の資本的支出が必要な現状において、長期的な安定経営を実現するためには、一層の経営の効率化が必要であると認識しています。更なる企業努力によって経営健全化に努めるとともに、令和3年度に予定されている上下水道事業審議会において、下水道使用料の改定の検討も含めた下水道事業のあり方について諮問し、安定的に継続していくための経営手法について検討します。
3	決算	7	上下水道局(下水道)		兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について	平成28年度までの退職手当組合負担金の不均衡に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整は完了したものとされていますが、特別負担金並びに人事異動に伴う一般会計及び各公営企業会計間の調整は平成29年度以降行われておらず、現在まで残されたままとなっています。 これらの調整に関しては、作業量の把握も含め、労力を要することは一定理解できますが、前回の調整から4年が経過しており、時間が経過する程調整すべき額が増加すると予測されます。水道事業会計だけでなく、一般会計及び他の公営企業会計も影響を受けること、また、平成30年度決算と同様に多額の特別利益等の計上により、本来の決算の姿を歪曲させる恐れもあるため、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めてください。	市長部局、市立病院及び上下水道局の担当課長協議において、特別負担金については、市長部局、各会計の在籍年数で按分し、人事異動に伴う調整については、異動時に異動する者の退職手当組合負担金累計額を異動元会計から異動先会計に付け替える方向で検討しています。令和4年度から処理を開始できるよう、市長部局、市立病院及び上下水道局で協議の上、できる限り早期に方針を決定するよう努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	8	上下水道局(下水道)		宝塚市下水道事業経営戦略について	下水道経営戦略における前期5年間の取組状況を確認したところ、経営指標では、浸水対策必要地域の解消、下水道(汚水)人口普及率、経常収支比率を除き、目標値を下回っており、経費回収率が年々減少している状況にあります。 投資計画は、投資計画額を大きく下回っており50.3%の達成率となっています。中でも公共下水道(雨水)については、計画額に対して29.8%と非常に低い達成率となっています。武庫川ポンプ場更新に係る計画見直しが主な原因で、計画の早期実現に向けて取り組む必要があります。また、公共下水道(汚水)の達成率も計画額に対して62.9%となっており、雨水と同様に計画数値の達成に向けて積極的に取り組む必要があります。 経営健全化の取組は、取組効果額に対する達成率は91.0%となっているものの、その内容は下水道使用料の改定や一般会計からの繰入金であり、これらの効果額を除くと、経営努力を行っているとは言えない状況となっています。特に民間活用については実績額がほとんど上がっていませんでした。 下水道経営戦略は、令和3年度に中間見直しが公表される予定ですが、計画どおり順調に進んでいるとは言えない現状を踏まえ、後期5年間においては令和7年度の目標値を達成できるよう更なる取組を強力に進めてください。	経営指標については、後期5年間において、事業の根幹となる計画である下水道ビジョンで示されている令和7年度の目標値を達成できるよう、取組を強化します。投資計画については、令和3年度に公表した宝塚市下水道事業経営戦略中間見直しの計画どおり実行できるよう取り組みます。経営健全化に向けた取組については、これまでの実績を分析し、将来の実現可能性を勘案して、取組項目の修正や新規項目の追加を行い、効果額を達成できるよう取組を進めます。
3	決算	9	市立病院		経営状況について	新型コロナウイルス感染症の影響による患者数減少は一定やむを得ないと考えますが、今後も医業収益を高めるための取組を続けるとともに新規患者を確保することにより、収益改善に努めてください。また、人口減少、高齢化に伴う医療需要の変化、近隣公立病院が建て替えを進めている状況など、市立病院を取り巻く環境は大きく変化していることに加え、築37年が経過する市立病院では、配管設備の更新等を含む老朽化対策や建て替えなど喫緊の課題があると考えますので、今後の病院の在り方の方針決定に向けて早急に検討を重ねてください。	地域の医療機関の訪問活動の再開に加え、オンラインを活用した「宝塚市立病院Webセミナー」による本院の各診療科のアピール及び紹介患者の受け入れを円滑にするための「Web予約システム」の導入に取り組むことで、地域の医療機関との連携の強化を図ります。さらに、コロナ患者の受入れで、手薄になっていた救急患者の受入れについても体制を立て直し、入院患者の確保に努めます。 また、今後の病院の在り方については、院内のプロジェクトチームにおいて、医療提供体制、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、建て替えを視野に入れた老朽化対策の4つの項目について検討を重ねており、関係機関とも協議しながら、年内には市として今後の市立病院の在り方の方向性を決定する予定です。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	10	市立病院		令和2年度病院事業会計の収支改善策について	入院期間の適正化の取組により、令和2年度のDPC入院期間Ⅰ・Ⅱ(全国平均入院日数以内)での退院率は59.8%(前年度57.4%)と2.4ポイント改善しましたが、患者数が減少したことによってベッドが空くこととなり、結果として入院収益は2億8,518万円減少しました。今後は、単価と患者数のバランスを適切なものとし、医業収益の向上に向けて取り組んでください。	ポストコロナに向けて緩和ケア病棟の再開や、コロナ病棟の見直しで救急受入体制を強化することで入院患者数の増加に努めます。下半期からは地域の医療機関への訪問も再開しており、更なる新規患者の獲得により病床回転率の向上を図り、収益増加に努めます。
3	決算	11	市立病院		職員の計画的な配置について	職員定数については、今後の病院の在り方が決定された上で、改めて現在の定員適正化計画を評価・検証し、健全な経営の維持と安全で効率的な医療提供体制が確立できる適正な定員計画を策定するよう努めてください。	現計画の計画期間(平成27年から令和2年度までの6年間)は既に終了していますが、引き続き、定員適正化に努めるとともに、新たな(仮称)宝塚市立病院改革プランの策定を進めるなかで、併せて新たな定員適正化計画についても検討を進めます。
3	決算	12	市立病院		補助金等の受入れについて	一般会計から補助金を受け入れるに当たっては、入院単価の上昇傾向や交付される国県補助金その他収益に影響する要素を踏まえて、経営支援に必要な支援額を慎重に算出されるべきであると考えます。また、特別減収対策企業債について、補正予算で13億円の予算措置をしたにもかかわらず、結果的に借入額(決算額)が2,790万円となり、予算額と決算額とに大きな差が生じたことから、全体の収支状況の見通しがつく時点で減額補正などの対応が必要であったと考えます。厳しい経営状況が続く病院事業においては、安易な予算要求とならないよう補助金を含めた収支見込額の精査に努めてください。	一般会計からの補助金の受け入れについては、今後も、適正な受入額となるよう収支見込額の精査に努めるとともに、収支見込額と予算額の乖離が大きい場合は、適切な時期に減額補正を行うよう努めます。
3	決算	13	市立病院		他会計借入金について	「資金不足等解消計画」における他会計借入金(長期借入金)は、借換え又は借入期間延長を行うことを前提とした解消計画となっています。水道事業からの借入金はすでに2回の借入期間延長を行っており、水道事業の現在の経営状況に鑑みるに、再度の借入期間延長は困難ではないかと推察します。他会計借入金について借換え又は借入期間延長を行う前提であっても、「資金不足等解消計画」において令和3年度の健全化法上の資金不足比率が15.2%と高い数値を見込んでいることから、経営健全化団体とならないよう留意しながら、繰越剰余金の確保及び他会計借入金の解消に向けた検討を進めてください。	現在、市立病院においては令和2年度に策定した資金不足等解消計画に基づき、令和3年度から10年かけて一時借入金及び資金不足を解消するよう取り組んでいます。 他会計借入金の解消については一時借入金の解消後となりますが、借入期間の延長が困難な水道事業からの借入金2.5億円については、市と協議しながら対応を検討していきます。 今後も、繰越剰余金及び資金不足比率を見据えながら、一時借入金及び他会計借入金の解消に向けて経営改善に取り組んでいきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
3	決算	14	市立病院		減損会計について	令和2年度の減損損失の認識の判定において、「資金不足等解消計画」を基礎数値としているなど、計画に即した数値を採用しているという点は一定評価できます。しかしながら、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間を20年としており、施設が老朽化している状況に鑑みると、計上されている設備投資額のみで20年間も施設を維持できるのか疑問が残ります。また、令和3年度中に実施予定の配管設備劣化診断等業務の診断結果によっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るおそれがあり、特別損失を計上することとなります。 現在の病院事業の収支状況に鑑みると、引き続き減損の兆候が発生すると考えられるため、減損損失の認識の判定について十分注視し、減損損失が認識された場合には速やかに減損処理を行うよう努めてください。	築37年を経過した本院建物については、建替えも視野に入れ、配管設備劣化診断等業務委託を行っており、この調査結果を踏まえ更新対応か建替えかを決定する予定です。 減損の兆候については、令和3年度決算においても発生すると見込まれるため、減損損失の認識の判定においては、更新対応及び建替えの方針決定結果を基に、今後20年間の割引前将来キャッシュ・フローを適切に算出するとともに、減損損失が認識された場合には速やかに減損処理を行います。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。